

議題解説

文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展

- 1 文化芸術・スポーツと都市
- 2 文化芸術・スポーツの可能性
- 3 都市自治体に求められる視点
- 4 おわりに

1 文化芸術・スポーツと都市

文化芸術とスポーツ¹は、古来より、人々の生活と密接不可分な関わりを有してきた。文化芸術は人間の持つ高度な精神活動の産物であり、人々の豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むとともに、個人としての、またさまざまなコミュニティの一員としてのアイデンティティを形成する精神的な支柱となるものである。また、スポーツは、身体活動を通じて人々の心身両面にわたる健康を促進し、さらに克己心やフェアプレーの精神を培うとともに、人間の可能性の極限を追求する試みでもある。

都市とは、多数の人々が行き交う人口と文化の集積地として、こうした文化芸術やスポーツの営みが花開く拠点となる空間である。そして今日では、文化芸術・スポーツは、個人の生活にハリと潤いをもたらす人生を豊かなものにするだけにとどまらず、都市の魅力の向上や持続的な発展にとっても欠かすことのできない要素であると考えられるようになってきている。議論をやや先取りして言えば、文化芸術・スポーツは、人口減少、地域コミュニティの衰退、経済格差の増大など、数多くの課題に直面している現代の都市にとって、それらの諸課題を克服していくための有力な処方箋になりうるとともに、各都市に固有の唯一無二のアイデンティティを形作り、都市の魅力創出やまちづくりの基盤となる可能性を秘めているのである。

加えて、この間の新型コロナウイルス感染症の世界史的なパンデミックが文化芸術・スポーツに深刻な打撃を与えたことも周知のとおりである。活動それ自身が

時には「不要不急のもの」として厳しく制限され、文化芸術・スポーツを通じて人々が“つながりあう”ことが困難な時期が長く続いた。こうした苦境の中で、一方ではオンラインを活用することなどによる新たな活動のあり方が懸命に模索されてきたが、それと同時に、目の前で繰り広げられるリアルな体験の重要性が強く再認識されることとなった。

アフターコロナ／ポストコロナの社会を構築する動きが本格化しているいま・この時期だからこそ、今回、都市自治体と文化芸術・スポーツの関係をとりあげて議論することの意義は一際大きいと言える。

以下では、本会議の議題解説として、文化芸術・スポーツの持つ今日的な意義と可能性について検討を加え、そこで都市自治体がどのような役割を担うべきかを考察する。その作業を通じて、本会議の狙いを明らかにしたい。

2 文化芸術・スポーツの可能性

戦後の自治体行政において、文化芸術とスポーツは、伝統的には社会教育や学校教育との関連で主に扱われてきた。今日でも多くの自治体で文化芸術行政やスポーツ行政が教育委員会の所管とされていることはその名残である。

その後、1970年代には「地方の時代」のかけ声とともに、文化を自治体の行政運営とまちづくりの骨格に据えようとする自治体文化行政論が興隆し、全国各地で文化施設の建設や文化財保護の取り組みが精力的になされた。またスポーツについても、同時期には衰退する地域コミュニティを再生する手立てとして「コミュニティスポーツの振興」が打ち出され、全国的に施設の整備が進んだ。しかし、やがて時代が21世紀へと移るとともに、次第にかつてほどの勢いは失われていったように思われる。

だが、近年では、自治体関係者の文化芸術・スポーツに対する関心は再びの高まりを見せている。そこでは、ともに広義の文化（culture）であるとも言える

文化芸術とスポーツが、それぞれの持つ固有の価値や意義を超えて、地域課題の解決や地域経済の活性化への寄与といった共通の文脈で、今また熱心に語られるようになってきているのである。戦後の自治体行政との関わりを考えた場合、両者の由来やその展開過程には少くない相違があるが、それでもなお本会議において文化芸術とスポーツを並列して主題とした理由は、まさにここにある。

こうした文化芸術・スポーツへのまなざしは、最近の国の計画の中にも明確に表れている。たとえば、文化芸術については、2023年3月に閣議決定された『第2期文化芸術推進基本計画』において、「文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される」として、大きな期待が寄せられている。

同様に、スポーツについても、2022年3月に策定された『第3期スポーツ基本計画』において、「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を区別したうえで、後者について、「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」「社会的孤立の解消」といった社会の活性化・課題の解決にスポーツが寄与できることが謳われている。

以上のように、文化芸術・スポーツは、いまや人々の個人的な生活の豊かさの条件であるのみならず、社会課題の解決や経済活性化のための有望なツールであると位置づけられるようになってきているのである。

もっとも、このような文化芸術・スポーツの「社会的価値」や「経済的価値」といった外部効果を重視する見方に対しては、一定の留意も必要であろう。とりわけ都市自治体の文化芸術・スポーツ政策の観点からは、その第一義的な使命が、地域に暮らす全ての市民が別け隔てなく文化芸術・スポーツを享受できる場と機会を継続的に保障していくことにあるという基本的な前提が見失われることがあってはならない。

また、文化芸術・スポーツの活用といった場合、近年ではとりわけ地域の観光政策や産業政策との関連から、その経済的効果に注目が集まっているが、文化芸術・スポーツが地域に対して果たす機能と役割はそれ

だけにとどまらないことも改めて確認しておくべきだろう。

すなわち、文化芸術・スポーツには、経済的な価値以外にも、伝統的な社会教育や学校教育における教育的機能をはじめとして、福祉や医療、地域コミュニティの再生、社会包摂の促進、交流人口の増加など、さまざまな直接的・間接的な効用を有しており、ひいては市民のシビックプライドの醸成や、都市のアイデンティティの確立にまでつながる大きな可能性を秘めているのである。

どういうことか。たとえば、本会議の開催地・八戸市では、2009年から「酔っ払いに愛を〜横丁オンリーユーシアター」と題したイベントを毎年秋に開催している²。これは、市内の横丁関係者、有志の市民ボランティア、そして市の文化観光交流施設である八戸ポータルミュージアム（通称「はっち」）が協働して作り上げるアート・プロジェクトであり、市内にある八つの横丁を舞台に、アーティストがダンスや芝居、落語、漫談などを同時多発的に繰り広げる。八戸市の特徴的な生活文化の一つである横丁に連なる店々を小さな劇場に見立てるこの試みは、アーティストと観客、または観客同士の間で濃密なコミュニケーションを生み出すことで、これまでアートに触れる機会が少なかった横丁の人たちが自らアートについて語るようになるなど、アーティストの存在がまちの印象や風景のみならず、人々の意識にも大きな変化をもたらしているという³。

また、スポーツに関してこの点で興味深いのが、アメリカにおけるプロスポーツチームと地域の関係である。地元でプロスポーツ球団を擁する自治体では、スタジアムの建設やその後の維持管理に多額の公金を投入しているものの、意外にも球団の地域経済への貢献はわずかであるか、場合によってはマイナスですらある。にもかかわらず、多くの自治体が球団を支援して引き留めようとするのは、地域における球団の存在が、コミュニティの醸成、都市のイメージや住民のアイデンティティの確立につながるという確信や実感があるからだという⁴。

以上のように、文化芸術・スポーツが都市に対して果たす役割は実に多様であり得る。そこで今回の会議では、観光や産業振興を通じた地域経済の活性化にとどまらず、上記のようなさまざまな効用をも含めて、それらを総体的に「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」として捉えることとしたい。この意

味で、都市自治体の文化芸術・スポーツ政策とは、広い意味での「まちづくり」そのものであり、都市の魅力向上と持続的な発展のための要として位置づけられるのである。

3 | 都市自治体に求められる視点

文化芸術・スポーツは、都市の魅力創出と持続的な発展にとって極めて重要な役割を果たしうが、一方でそれはあくまでも可能性の領域にとどまっている。文化芸術・スポーツに秘められた可能性を現実のものとするためには、文化芸術・スポーツはいかにして都市の魅力と発展に寄与するのか、そして都市自治体の側はそこにどのように関わるべきか、あるいはどのような点に気を付けなければならないのかなど、解消しなければならない疑問は少なくない。

こうした点については、今回の会議の中で交わされるさまざまな議論を通じて、徐々にその輪郭が明らかになっていくことが期待される。ただ、それと同時に、文化芸術・スポーツを軸としたまちづくりの方法論に唯一の正解というものが存在しないことも、また確かであろう。「文化芸術」や「スポーツ」という言葉が指す具体的な中身自体が無数にあるのは当然として、各地の都市自治体が、文化芸術・スポーツ政策を通じてなにを目指すのかという目的についても、それは本来的に各都市によって異なるはずだからである。

したがって、ここでは都市自治体の文化芸術・スポーツ政策のあり方を検討していくうえで、多くの都市に共通して念頭に置かれるべき基本的な視点として、以下の3点を提示しておくこととしたい。

(1) 理念・ビジョンの確立

およそあらゆる政策全般について当てはまることではあるが、都市自治体の文化芸術・スポーツ政策のあり方を考えるうえでの第一歩は、当該政策を通じてどのような公益を実現しようとしているのか、その目的と目標を明確に定義することであろう。

しかし、たとえばこれまでの自治体の文化行政の歴史を振り返ってみると、かつて全国各地で建設が進んだ多目的ホールに対して、「多目的ホールは無目的ホール」といった批判がなされたことなどに象徴的に示されているように、政策目標の曖昧さがしばしば課題として指摘されてきた。

そこで、最初にこの点に言及しておくことにも一定

の意義があるだろう。各都市自治体には、文化芸術・スポーツの振興や活用を通じてどのような政策的効果を追求していくのか、あるいはどのようなまちをつくっていくのかといった、政策の理念やビジョンを確立することが求められているのである。

その際には、一方では政策が総花的なものに終始してしまうことに注意しつつも、他方で文化芸術・スポーツの持つ多様な価値・機能に広く目配りする姿勢が必要ではないだろうか。特に都市自治体の立場としては、文化芸術・スポーツによる地域の観光や産業の振興といった側面について目が向きがちであるが、先に述べたように、それはあくまで文化芸術・スポーツの持つ可能性の一面にすぎないからである。

たとえば、可見市の文化創造センター「ala(アアラ)」では、地域の中で孤立しがちな0～3歳児の子どもを持つ若いお母さんたち同士がつながるためのワークショップや、不登校等で行き場のない子どもたちのための居場所を提供する取り組みなどをはじめとした「社会包摂型劇場経営」に精力的に取り組んでいる。このような社会包摂機能を重視するあり方も、都市自治体の文化芸術・スポーツ政策が目指すべき一つの方向性であろう⁵。

もちろん、文化芸術・スポーツを通じた地域経済の活性化が多く都市自治体にとって重要な目的の一つであることはたしかである。特に、地域の文化芸術・スポーツ資源を活用した観光需要の拡大などは、直接的な観光消費の増加というだけにとどまらず、地域の雇用の創出や交流人口の獲得、都市のブランド力向上といったさまざまな効用が期待できる。

そのため、“文化芸術・スポーツと経済は常に対立関係に立つ”などと考える必要はないかもしれないが、経済にせよそれ以外にせよ、一つの目的にのみ固執して他のさまざまな可能性を見落としてしまうようなことがあれば、それは単純にもったいない。文化芸術・スポーツが持つ多様な価値を十分に引き出すとともに、それらがばらばらの施策や事業として独り歩きしないように体系化していくためにも、やはり都市自治体としての確固たる理念・ビジョンの存在意義は大きいと言える。

(2) 粘り強い継続的な取り組み

文化芸術・スポーツが生み出す社会的あるいは経済的な効果は、必ずしも短期的に表れるものばかりではない。むしろ、文化芸術・スポーツを通じたまちづく

りが、最終的には各都市に固有のアイデンティティの形成にまで至ることを念頭に置けば、そこでは必然的に中長期的なスパンで政策を捉える俯瞰的な視野が求められるのではないだろうか。

その際、一方では、地域の中に眠る文化芸術・スポーツ資源をどう掘り起こしていくか、あるいは地域の外から誘致してくるか、そしてそれらの資源をどのように事業化し、内外にプロモーションし、持続的にマネジメントしていくかといった、活用のための戦略と戦術を丹念に練ることが必要である。

さらに他方では、地域の文化芸術・スポーツ資源をどのように守り、育てていくのかという視点も欠かすことはできない。行政の役割として、施設や会場等のハード面の整備をしたり、(プロ/アマを問わず)地域の文化芸術・スポーツ活動への助成を通じて金銭面で支援したりすることなどは当然ながら重要であろう。

そして中長期的には、こうした文化芸術・スポーツ資源の「活用」と「保護・育成」を車の両輪として一体的に展開していく中で、それをいかにして「地域の文化」として広く浸透させ、磨き上げ、都市のアイデンティティへと昇華させていくことができるのかが問われることになる。むろん、地域文化の定着と発展はもとより一朝一夕に成し得る性質のものではないし、後にも述べるように行政の側が一方向的に「浸透させる」ことができるようなものでもない。しかし、やや逆説的ではあるが、だからこそ都市自治体には粘り強い継続的な取り組みが求められているとも言える。

具体例を挙げて説明しよう。市内にバスケットボールの強豪校である(旧)県立能代工業高等学校⁶を擁する能代市は、全国的にも「バスケットの街」として有名である。だが、この能代市のブランドは決して自然の成り行きのままに生まれたものではない。市としては早くも1989年に、国の「ふるさと創生事業」の一環として「バスケットの街づくり」事業に着手している。さらに、関係者の世代交代等の影響でまちのイメージが希薄化しつつあった2012年には、これまでの推進計画を大幅に改定し、「能代バスケットボール LIBRARY & MUSEUM」の開設をはじめとして、地域の中に「バスケットの街」の機運を醸成するためのさまざまな施策に今日まで継続的に取り組んでいる⁷。

こうした取り組みの背後には、関係する多くの人々の尽力があったことは言うまでもない。各都市が着目する文化芸術・スポーツの中身が何であるかにかかわ

らず、それが地域の文化であり魅力であると内外から認知されるようになるためには、都市自治体をはじめとした関係者の地道かつ息の長い努力が不可欠である。

(3) 市民の主体性の発揮

最後に、これが最も重要な点であるかもしれないが、文化芸術・スポーツを通じたまちづくりの主役は市民であることが意識されておかなければならないだろう。都市自治体の文化芸術・スポーツ政策において、行政や民間の経済団体が担う役割が大きいことは疑いようがないが、その主体はあくまでも市民であると言うべきであろう。

行政の内部でいくら明確な方針が打ち出されたとしても、それが市民の間で広く理解され、地域のビジョンとして共有されることがなければ、まちづくりの取り組みは前進しない。もちろん、たとえば大規模なイベントの開催が、一時的に観光客の増加や当該地域の知名度の向上につながることはありうる。しかし、それが市民の日々の生活から遊離したイベント(出来事)にとどまる場合、得られる効果は往々にして一過性のものに終わり、地域の中にストックとして蓄積されていくことはないだろう。それでは市民の地域に対する愛着や誇りの醸成などを期待することは難しい。

したがって、都市自治体行政の側には、市民が主体性を発揮できるようになるための条件整備が求められるのではないだろうか。市民の文化芸術・スポーツへの関わり方には、よく言われるように「する」「みる」「ささえる」といった複数の形態がありうるが、いずれの場合であっても、あらゆる層の人々が文化芸術・スポーツに日常的に慣れ親しむことのできる機会と空間を継続的に提供していくことが前提になるだろう。

それによって市民一人ひとりが、なにか「わがまち」の文化としてふさわしいものであるのかを見極め、それをどう継承したり活用したりしていくべきかを判断し評価する能力、つまり平田オリザ氏が言うところの「文化の自己決定能力」を涵養していくことが、市民の主体性発揮のための第一の条件となる。

そのうえで、市民の主体性の発揮を実質化していくためには、行政の文化芸術・スポーツ政策の形成プロセスの中に多様な市民を取り込んでいくことや、市民がまちの将来像について討議しアイデアを創発していくための偶然の出会いやセレンディピティを生み出す空間づくりなども、都市自治体の大切な役割であると

思われる。

それらの取り組みは直接的な経済効果をただちに生むようなものではないかもしれないが、市民の理解と共感を伴わない取り組みは必ずどこかで躓くことになる。都市自治体の文化芸術・スポーツ政策の成否は、究極的には市民の力量とその主体性の発揮の如何にかかっているのである。

4 | おわりに

文化芸術・スポーツは、市民の生活に豊かさや潤いをもたらすと同時に人々の間につながりを生み出し、それが都市のにぎわいやアメニティを醸し出し、やがては都市の“顔”を形作る。

文化芸術・スポーツが生み出す「都市の魅力と発展」とは、まずもってその地域に住む人々がいつまでも暮らし続けたいと思えるような都市をつくっていくための営みであり、さらにそれが地域の外の人々をも惹きつけることで、都市全体の持続的な発展へと結びついていくことが望まれる。

そのためには、ここまで述べてきたような都市の文化芸術・スポーツ政策全般に関して多くの都市に共通する基本的な視点、姿勢、認識をさらに追求し、確認しておくことが必要であろう。それと同時に、文化芸術・スポーツ政策の具体的な内実や、それらが都市の魅力と発展へとつながるためのプロセスや手法等に関するさまざまな個別の論点についても議論が深められなければならない。

以上の背景と狙いのもと、今回の第85回全国都市問題会議では、「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」をテーマとしてとりあげ、学識者や都市行政関係者等による多面的な報告・討議をいただくこととした。

都市経営セミナー』公益財団法人日本都市センター

野川春夫 (2020) 「地域におけるスポーツ振興のあり方と行政の関わり方の変容」『都市問題』第111巻1号

野田邦弘 (2014) 『文化政策の展開—アーツ・マネジメントと創造都市』学芸出版社

平田オリザ (2016) 『下り坂をそろそろと下る』講談社現代新書

松橋崇史・高岡敦史 (2019) 『スポーツまちづくりの教科書』青弓社

松本茂章編 (2020) 「文化で地域をデザインする—社会の課題と文化をつなぐ現場から」学芸出版社

(注)

- 1 本稿において、「文化芸術」とは、文化芸術基本法第8条から第13条に規定されている、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を指している。また、「スポーツ」は、スポーツ基本法の前文に規定されている「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」を意味している。また、「文化芸術・スポーツ」という用語は、特定の具体的な表現形態や活動内容を念頭に置くのではなく、上記の定義を踏まえつつ、それらを総称する一般的な意味合いで用いている。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって2021年度は開催中止となった。
- 3 イベント当日の様子については、次の八戸ポータルミュージアムのホームページに記事が掲載されている。<https://hacchi.jp/art-project/index.html> (最終確認日: 2023年5月2日)
- 4 詳細は小林 (2020) を参照。
- 5 可児市の文化創造センターの取り組みについて、詳細は日本都市センター編 (2018) 72-86頁、および日本都市センター編 (2020) 2-19頁を参照。
- 6 県立能代工業高等学校は、2021年4月に県立能代西高等学校と統合され、現在は県立能代科学技術高等学校となっている。
- 7 能代市のスポーツまちづくりの取り組みについて、詳細は松橋・高岡 (2019) 58-74頁を参照。

<参考文献>

小林至 (2020) 「プロスポーツチームと地域」『都市問題』第111巻1号
小林真理編 (2018) 『文化政策の現在 (3) 文化政策の展望』東京大学出版会

塩沢由典・小長谷一之編著 (2007) 『創造都市への戦略』晃洋書房

田村明・森啓編 (1983) 『文化行政とまちづくり』時事通信社

中川幾郎 (2012) 「自治体行政はいかに文化を守るか」『地方自治職員研修』第45巻13号

日本都市センター編 (2018) 『都市自治体の文化芸術ガバナンスと公民連携』公益財団法人日本都市センター

日本都市センター編 (2020) 『文化芸術ガバナンスと公民連携 (第21回

